

○ 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省令第一号）  
内閣府  
 財務省  
 経済産業省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（禁止行為）            第六十四条の二 準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。            「一〇五 略」</p>	<p>（禁止行為）            第六十四条の二 準用金融商品取引法第三十八条第八号に規定する主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。            「一〇五 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

## 附 則

この命令は、金融商品取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。